

令和 5 年 3 月 23 日（策定）

令和 7 年 3 月 17 日（改定）

施設使用料減免の見直しに係る取扱基準

令和 5 年 3 月

川西市

《目次》

1. はじめに	1
2. 基準策定の目的	1
3. 基準の適用範囲	1
4. 基本的な考え方	1
5. 基準の適用	2
6. 減免の対象とするもの及び減免率	2
7. 減免の公表	2
8. 当該基準に基づく運用	2
9. 施設の登録団体による施設の優先利用	3
【6. 減免の対象とするもの及び減免率の別表1～12の考え方】	3
①不特定多数が無償または実費弁償程度の料金で参加可能なイベントで使用する場合	3
②川西市が実施している市民サービスと同様のサービス提供を行う活動で使用する場合	3
③災害時（感染症対応を含む）に必要と認められる活動で使用する場合	4
④川西市が主催または共催する事業で使用する場合	4
⑤川西市からの委託事業で使用する場合	5
⑥国・兵庫県（県教育委員会も含む ※ただし高等学校は除く）が公用または公共用で使用する場合	5
⑦自治会、コミュニティ及びコミュニティ構成団体がコミュニティセンターを使用する場合	6
⑧川西市内の学校や保育所などの学校園所行事や課外授業で使用する場合	7

- ⑨障がい者の家族及びその介助者で構成する団体が障がい者支援のために利用する場合・・・7
- ⑩支援・配慮が必要な利用者が個人使用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ⑪輪番制の広域大会（阪神大会など）において川西市の団体が開催し施設を使用する場合・・・8
- ⑫その他市長が特別の理由があると認める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1. はじめに

施設利用における使用料の減免（以下「減免」という。）については、令和3年3月に策定した「川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」（以下「使用料等の見直し基準」という。）において、「減免に相当する負担は、公費で補うことから、受益と負担の公平性を確保する観点から考えると、特例的な措置として適用を限定し、真にやむを得ないものに限定するという考え方のもと、見直すこととする。」としている。

また、令和4年6月に策定した「川西市補助金等の見直しに関する方針」において、減免は公益的な活動に対する支援として補助金と同様の性格を有することから、課題の整理とあり方についての検討を進めるとしてきた。

こうしたことから、検討を進めてきた見直しの具体的な内容について、明確化していく。

2. 基準策定の目的

減免の目的や考え方について、市と利用団体で共有するための統一的な基準がなかったことから、減免の目的や考え方について市と団体で共有を図るとともに、減免が適用できる公益的活動の考え方を整理し、より公平な運用をめざすため、減免に関しての統一的な基準を作成する。

3. 基準の適用範囲

（1）当該基準で扱う範囲は、施設における専用使用や個人使用の使用料の減免とする。

ア 専用使用…公民館の貸し部屋やグラウンドなどを専用して使用する。

イ 個人使用…個人で体育館のトレーニングルームやプールを使用する。

（2）対象施設は、使用料等の見直し基準で受益者負担割合を設定した施設とする。

（例）公民館、社会体育施設 など

※使用料等の見直し基準の対象外施設は当該基準でも対象外とする。（公園や道路など）

（3）見直し対象は、減免に関する規定とする。

（例）施設の設置管理条例施行規則、使用料減免に関する取扱要領など

4. 基本的な考え方

（1）減免の適用は、受益と負担の公平性を確保する観点から、特例的な措置として限定的な運用とする。

（2）減免の対象とする活動は、広く市民を対象としたものかつ、その便益が市民に還元されるものとする。

※団体や個人の経常的な活動（練習や総会など）は減免対象外とする。

※川西市から補助金が出ている活動は原則減免対象外とする。

（3）個人使用においては、支援・配慮が必要な利用者（障がい者など）について減免する。

（4）減免率は、原則 50%とする。（行政利用と同等のものは 100%）

（5）活動内容による減免においては、事業の所管課が活動の内容を把握するとともに、減免の決定に参画する。

5. 基準の適用

令和7年4月1日から当該基準を適用し、令和5年度、6年度は準備及び周知期間とする。

- (1) 令和5年度…「3. 基準の適用範囲 (3) 見直し対象」の規定の整理など
- (2) 令和6年度…整理した規定などの改正及び周知など

6. 減免の対象とするもの及び減免率

減免を適用する活動とその減免率については、おおむね以下別表のとおりとする。

なお、別表の各項目の具体的な考え方は3ページ以降を参照すること。

別表

減免の対象とするもの			減免率 (%)
1	不特定多数が無償または実費弁償程度の料金で参加可能なイベントで使用する場合（講演会など）		50
2	川西市が実施している市民サービスと同様のサービス提供を行う活動で使用する場合		100
3	災害時（感染症対応を含む）に必要と認められる活動で使用する場合	ア 災害時に利用者が被災者の支援を行う事業（炊き出しなど）	100
		イ 災害により所有施設での事業が困難で、代替施設が必要な場合（建物が損傷し使用できない場合など）	
4	川西市が主催または共催する事業で使用する場合		100
5	川西市からの委託事業で使用する場合（仕様書により行う指定管理者の事業を含む）		100
6	国・兵庫県（県教育委員会も含む ※ただし高等学校は除く）が公用または公共用で使用する場合		100
7	自治会、コミュニティ及びコミュニティ構成団体がコミュニティセンターを総会、役員会、理事会などの会議、主催事業（文化祭など）で使用する場合		100
8	川西市内の学校や保育所などの学校園所行事や課外授業で使用する場合 ※児童・生徒が参加するものに限る	ア 幼児教育・保育の無償化対象の川西市内の幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設など	100
		イ 川西市内にある川西市立の小学校、中学校、特別支援学校	100
		ウ 川西市内にある川西市立以外の高等学校、大学、特別支援学校	50
9	障がい者の家族及びその介助者で構成する団体が障がい者支援のために利用する場合		50
10	支援・配慮が必要な利用者が個人使用する場合 ※個人使用が可能な施設に限る	ア 障がい者	50
		イ 障がい者の方が利用する場合の介助者	100
		ウ 介護保険の要介護（要支援）認定者	50
		エ 介護保険の要介護（要支援）認定者の方が利用する場合の介助者	100
		オ 65歳以上の市民	50
		カ 子どもの施設利用時に施設が同伴を求める保護者	100
11	輪番制の広域大会（阪神大会など）において川西市の団体が開催し施設を使用する場合		50
12	その他市長が特別の理由があると認める場合	ア 個別の施設の状況に応じて減免する必要がある場合	※随時適用
		イ 施設の新規整備時で利用推進を集中的に行う時期が必要な場合	
		ウ 社会福祉法人川西市社会福祉協議会及び公益社団法人川西市シルバー人材センターが事業で使用する場合	100

7. 減免の公表

減免を実施したものは、透明性を確保するために公表する。

8. 当該基準に基づく運用

減免可否の判断方法や事務手続きなどの具体的運用は、別に定めるマニュアルに沿って対応する。

9. 施設の登録団体による施設の優先利用

活動の機会を確保するため、施設の登録団体による施設の優先利用はこれまでと同様に継続する。

【6. 減免の対象とするもの及び減免率の別表1～12の考え方】

ここでは、「6. 減免の対象とするもの及び減免率」の別表各項目の具体的な考え方を示す。（必要に応じて具体例などを記載）

なお、「8. 当該基準に基づく運用」のとおり、運用の詳細は別に定めるマニュアルに記載する。

①不特定多数が無償または実費弁償程度の料金で参加可能なイベントで使用する場合【50%】

※実費弁償程度…材料費やイベント参加者の保険代など

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・個々の活動については、内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の不特定多数の利益の増進の考え方や公益目的事業チェックポイントに従い、活動に関連する事業の所管課が判断する。
- ・イベントは、イベント名があり、特定の日時や期間で開催するもので、参加募集のために、チラシ・ポスターなどで不特定多数に対する一定期間の周知や広報を行っていることなどを条件とする。

（想定事例）

- ・市民を対象として開催される無料の体験会、コンサート、講演会など
※準備のために使用する場合は、準備の内容と程度によって判断する。（本番前日のリハーサルは減免を適用するなど）
- ・寄付を目的に活動を実施する場合（収益全額の寄付を条件とし、収支を公表）
- ・自身の協会や団体に所属している人やチーム以外も参加する大会

○対象外の考え方

- ・団体の経常的な活動や本来活動、団体運営のための会議など、成果が主に自団体に還元される活動は対象外とする。（ただし、当該基準の他の項目に該当する場合は減免を適用する。）

（対象外の想定事例）

- ・団体の経常的な活動や本来活動（スポーツや武芸、芸術などの練習、練習試合、体験会を兼ねた練習、リーグ戦、自身の協会や団体所属の人やチームのみが参加する大会や展示会など）
- ・団体運営のための会議（総会や理事会、イベントの準備会議など）

②川西市が実施している市民サービスと同様のサービス提供を行う活動で使用する場合【100%】

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・川西市が実施している市民サービスと同様のサービス提供を行う活動は、行政利用と同等と位置づけ、対象とする。
- ・個々の活動については、活動に関連する事業の所管課が判断する。
- ・川西市の事業の実施要綱などに掲げているサービス内容と同様であることを条件とする。

（想定事例）

- ・子育て支援活動（親子交流会、プレイルームなど）

○対象外の考え方

- ・団体の活動が、川西市が実施している市民サービスと同様のサービス提供と判断できない活動は対象外とする。

(対象外の想定事例)

- ・団体運営のための会議（総会や理事会、イベントの準備会議など）
- ・団体の活動の成果を発表する活動（コンサートや芸術発表会、スポーツ競技会など）

③災害時（感染症対応を含む）に必要と認められる活動で使用する場合

ア 災害時に利用者が被災者の支援を行う事業（炊き出しなど）【100%】

イ 災害により所有施設での事業が困難で、代替施設が必要な場合（建物が損傷し使用できない場合など）【100%】

【減免可否の判断：主に施設管理者】

○対象の考え方

- ・団体が行う被災者支援の活動は、市民の公益に資すると考えられるため対象とする。
※本項目は行政以外の団体が行うものが対象となる。
- ・主に施設管理者が判断する。（必要に応じて団体活動に関連する事業の所管課とも調整する。）
(想定事例)
 - ・アの例 NPO 団体が行う公民館の調理室を使った炊き出し活動など
 - ・イの例 地震により幼稚園の校舎が損壊して使用できない場合など

○対象外の考え方

- ・本項目は災害時以外は適用しない。
- ・代替施設を営利目的で使用するものは対象外とする。
(対象外の想定事例)
 - ・店舗が被災して、営業場所が確保できない場合など

④川西市が主催または共催する事業で使用する場合【100%】 ※教育委員会含む

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・主催または共催する事業の所管課が判断する。
(想定事例)
 - ・はたちのつどい（旧成人式）
 - ・関係機関と共催するフォーラム、シンポジウムなど

○対象外の考え方

- ・川西市の主催、共催ではない事業は対象外とする。
- ・川西市が許可する「後援名義」のみでは、減免を適用しない。（ただし、当該基準の他の項目に該当する場合は減免を適用する。）
(対象外の想定事例)
 - ・当該基準に当てはまらない「後援：川西市」の〇〇協会主催事業など

⑤川西市からの委託事業で使用する場合（仕様書により行う指定管理者の事業を含む）【100%】

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・委託事業は、川西市の事業の実施手法の一つであることから、川西市の主催事業と同等と位置づけ、対象とする。（仕様書により行う指定管理者の事業も同様の考え方）
 - ・委託事業の所管課が判断する。
- （想定事例）
- ・川西市が委託する事業で当該基準の対象施設を利用する場合など
 - ・指定管理者が行う仕様書による事業など

○対象外の考え方

- ・川西市の委託事業ではない事業は対象外とする。
 - ・指定管理者が行う事業だが、一利用者として実施する事業は対象外とする。（ただし、当該基準の他の項目に該当する場合は減免を適用する。）
- （対象外の想定事例）
- ・他市の委託事業など

⑥国・兵庫県（県教育委員会も含む ※ただし高等学校は除く）が公用または公共用で使用する場合【100%】

【減免可否の判断：施設管理者】

○対象の考え方

- ・施設管理者が判断する。
 - ・国・兵庫県が行う市民を広く対象とした活動を対象とする。（内部会議含む）
 - ・国・県から委嘱を受けている者で構成する団体は行政と同等と位置づけ、該当団体の本来業務で使用する場合は減免を適用する。
- （例）川西保護区保護司会、川西地域交通安全活動推進委員協議会、民生委員児童委員協議会など
- （想定事例）
- ・確定申告相談会、ハローワークが行う就職説明会など
 - ・川西保護区保護司会の定例会など

○対象外の考え方

- ・他市町村が行う事業ということのみでは、減免を適用しない。（ただし、当該基準の他の項目に該当する場合は減免を適用する。）
- （対象外の想定事例）
- ・当該基準に当てはまらない〇〇市の主催事業など

⑦自治会、コミュニティ及びコミュニティ構成団体がコミュニティセンターを総会、役員会、理事会などの会議、主催事業（文化祭など）で使用する場合【100%】

【減免可否の判断：施設管理者】

○対象の考え方

- ・コミュニティセンターの施設管理者が判断する。
- ・原則、所属している地域のコミュニティセンターを使用すること
- ・コミュニティ構成団体に該当する団体が、コミュニティセンターを使用する場合は、当該団体の上記会議も対象とする。

（例）地区福祉委員会、単位老人クラブ、スポーツクラブ21 など

- ・コミュニティセンターを使用できない特別な事情がある場合（災害や改修など）は、コミュニティセンター以外の施設を使う場合にコミュニティセンターと同様の取扱いとする。
- ・コミュニティセンターが設置されていない地域等については、コミュニティセンター以外で拠点として使用している施設をコミュニティセンターと同様の取扱いとする。
- ・コミュニティセンターの登録グループについては、登録グループがコミュニティ構成団体である場合は、当該項目を適用する。

（想定事例）

- ・自治会の総会
- ・コミュニティが主催する文化祭など

○対象外の考え方

- ・コミュニティ構成団体が下部組織となっている「〇〇連合会」が、成果が主に自団体に還元される活動でコミュニティセンターを使用する場合は、対象外とする。（ただし、当該基準の他の項目に該当する場合は減免を適用する。）
- ・自治会、コミュニティ及びコミュニティ構成団体が、コミュニティセンター以外の施設を総会で使用する場合は、対象外とする。（コミュニティセンターを使用できない特別な事情がある場合やコミュニティセンターが設置されていない地域に対する運用を除く）

（対象外の想定事例）

- ・コミュニティ構成団体が下部組織となっている〇〇連合会がコミュニティセンターで行う総会など

⑧川西市内の学校や保育所などの学校園所行事や課外授業で使用する場合 ※児童・生徒が参加するものに限る

ア 幼児教育・保育の無償化対象の川西市内の幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設など【100%】

【減免可否の判断：事業所管課】

イ 川西市内にある川西市立の小学校、中学校、特別支援学校【100%】

【減免可否の判断：事業所管課】

ウ 川西市内にある川西市立以外の高等学校、大学、特別支援学校【50%】

【減免可否の判断：施設管理者】

○対象の考え方

- ・（アのみ）川西市内であれば、公立・私立の別は問わないものとする。
- ・（アのみ）上記アで表記している施設以外で無償化の対象となる施設も減免を適用する。
（例）小規模保育事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設の事業所内保育事業など
- ・（ウのみ）学校教育（普通教育）を行うものに準ずる場合も減免を適用する。
（例）朝鮮学校、インターナショナルスクール、フリースクール、専門学校など
（想定事例）※行事や課外授業で想定される事例
 - ・ 行事（運動会、音楽発表会、生活発表会、お遊戯会、合唱コンクールなど）
 - ・ 課外授業（芸術鑑賞会、キャリア授業など）

○対象外の考え方

- ・ 児童・生徒が不参加のものは対象外とする。
- ・ 川西市外の学校や保育所などの活動は対象外とする。
- ・ 行事や課外授業以外は対象外とする。（部活動での使用も対象外に含む）
- ・ （アのみ）幼児教育・保育の無償化対象外の施設は、市内であっても対象外とする。
（対象外の想定事例）
 - ・ 教職員の研修会、保護者会など
 - ・ ○○市□□学校の音楽発表会など
 - ・ 保育所が行う通常の保育で施設を利用する場合など
 - ・ 部活動の練習

⑨障がい者の家族及びその介助者で構成する団体が障がい者支援のために利用する場合【50%】

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・ 障がい者の「社会経済活動への参加を促進」するための援助として減免を適用する。
（想定事例）
 - ・ 該当する団体の活動や会議など（総会、定例会を含む）
 - ・ 障がい者と健常者が一緒に行うスポーツ大会など

○対象外の考え方

- ・ 障がい者支援のため以外で利用する場合は対象外とする。
（対象外の想定事例）
 - ・ 支援者のみで行う懇親会など

⑩支援・配慮が必要な利用者が個人使用する場合 ※個人使用が可能な施設に限る

- ア 障がい者【50%】
 - イ 障がい者の方が利用する場合の介助者【100%】
 - ウ 介護保険の要介護（要支援）認定者【50%】
 - エ 介護保険の要介護（要支援）認定者の方が利用する場合の介助者【100%】
 - オ 65歳以上の市民【50%】
- 【減免可否の判断：施設管理者】

○対象の考え方

- ・個人使用が可能な施設に限り対象とする。（社会体育施設のトレーニング室や市民温水プールの個人使用など）
- ・施設管理者が判断する。
- ・施設使用時にア～オであることを確認できる場合に減免を適用する。
（例）障がい者の場合は、各種障がい者手帳を保有していることを確認するなど
（想定事例）
 - ・障がい者と介助者1名によるトレーニング室の使用など

○対象外の考え方

- ・貸し部屋など部屋を専有して使用する場合は対象外とする。
- ・介助者自身や付き添いの保護者自身も施設や付属設備を使用する場合は対象外とする。
- ・同伴が必要ない年齢の子どもの付き添いは対象外とする。
（対象外の想定事例）
 - ・公民館の集会室を個人名で予約しての使用など
 - ・障がい者に対する介助者自身によるトレーニング室の使用など

⑪輪番制の広域大会（阪神大会など）において川西市の団体が開催し施設を使用する場合【50%】

【減免可否の判断：事業所管課】

○対象の考え方

- ・広域大会とは、以下（１）（２）の両方を満たすものをいう。
 - （１）市町における各スポーツ・各文化を統括している団体が推薦する者が参加する。
 - （２）参加市町数が５以上で開催される大会（交流大会は含まない）
- ・文化・スポーツ事業の所管課が判断する。
（想定事例）
 - ・川西市〇〇協会主催の阪神地区大会など

○対象外の考え方

- ・川西市以外が主催する場合は対象外とする。
（対象外の想定事例）
 - ・〇〇市〇〇協会主催の阪神地区大会など

⑫その他市長が特別の理由があると認める場合 ※ア、イの減免率は適宜判断する。ウは 100%

ア 個別の施設の状況に応じて減免する必要がある場合に適用する。

イ 施設の新規整備時で利用推進を集中的に行う時期が必要な場合に適用する。

ウ 社会福祉法人川西市社会福祉協議会及び公益社団法人川西市シルバー人材センターが事業で使用する場合【100%】

【減免可否の判断：施設管理者】

○対象の考え方

- ・当該項目の減免率は、状況に応じて適宜判断する。
- ・該当する施設管理者が判断する。

(想定事例)

- ・市民温水プールで閉館時間の1時間前からの利用は半額にする場合など
- ・キセラ川西プラザのオープン時など

○対象外の考え方

- ・(ウのみ) 自団体の懇親会などは対象外とする。

○その他特別の理由があると認められる場合

- ・この基準に示された考え方に基づき、なお相当の理由が認められる場合は、別で行財政改革部門と協議すること。